

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成18年3月7日（平成18年（行情）諮問第87号）

答申日：平成19年3月15日（平成18年度（行情）答申第432号）

事件名：特定新聞が報じた日本の核政策に関する基礎的研究に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

日本の核政策に関する基礎的研究（平成6年11月13日付け特定新聞報道）（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成18年1月23日付け閣情第29号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

本件対象文書に関する報道は具体的であり、文書が存在する可能性は高い。そこで再度関係部局を調査して、文書の存在を確認すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

審査請求人は、「本件文書に関する報道は具体的であり、文書が存在する可能性は高い。そこで再度関係部局を調査して、文書の存在を確認すべきである。」と主張する。

しかしながら、そもそも「日本の核政策に関する基礎的研究」という文書が当時の内閣調査室において作成されていたか否かについて、35年以上を経過した現時点においては、もはや確認することができない。

また、仮に審査請求人が引用する報道のとおり、内閣調査室が昭和43年と昭和45年の2回に分けて当該文書を作成していたとしても、作成から既に35年以上が経過し、文書の保存年限を経過していることから、本件文書は既に廃棄処分されている可能性が高い。

なお、平成14年及び平成16年に同一文書に対して開示請求がなされ

た際、当該文書の存否については調査を行っており、処分庁が当該文書を保有していないことが確認されている。

審査請求を受け、今回も念のため当該文書の存否について再々度調査したが、処分庁が当該文書を保有していないことを確認したところである。

以上より、本件不開示決定（不存在）は、これを維持するのが相当である。

## 2 補充理由説明書

### (1) 本件対象文書の探索結果等について

処分庁では、平成14年、平成16年及び平成18年の3度にわたり、本件対象文書に係る開示請求を受けた際、新聞報道に係る本件対象文書の名称から推測して、該当する文書を保有している可能性のある内閣情報調査室国際部門、国内部門及び総務部門に対して、情報公開担当官から、行政文書ファイルの検索、関係職員からの事情聴取及び文書管理簿等の記録の確認及び事務室、倉庫の探索といった調査を依頼したところ、いずれによっても該当する類の文書の存在は確認することができなかった旨の回答を得た。

本件審査請求を受け、国際部門、国内部門及び総務部門において、更に念のため同様の確認や情報公開担当官による探索といった調査を行ったが、なお該当するたぐいの文書の存在は確認できなかったものである。

よって、本件対象文書は現在内閣官房において保有していないことは明らかである。

### (2) 本件文書不存在の相当性について

ア 審査請求人が引用する新聞記事は、処分庁が昭和43年と同45年の2回に分けて本件対象文書を作成したとしている。

上述の4回にわたる調査によっても本件対象文書の存在を確認できず、また、約35年以上前に審査請求人の主張する文書が実際に作成された事実があったか否かも今となっては確認することができないが、下記の諸事情にかんがみれば、本件請求に係る文書は現存しないと考えるのが相当である。

イ 報道が指摘する時期は、法により各府省に文書管理規則の制定が義務付けられるよりもはるか以前の約35年以上前のことであり、内閣官房においては文書管理規則等は定められていなかった。このため、当時、処分庁を含む内閣官房各部局においては、総理府本府文書管理規則（昭和38年総理府訓令第4号）及び総理府本府秘密文書取扱規程（昭和40年総理府訓令第6号）を準用することとされていた。当該規則においては、36条により、文書の保存期間は、永年、10年、5年及び3年の区分によるものとされ、別表第10

により、文書保存期間基準が定められていた。

ウ 新聞報道に係る本件対象文書の名称のみから、直ちに保存期間を判断することはできない。しかし、同規則別表第10においては「永年保存」の基準として、法令の制定改廃、閣議決定に関するもの等が定められているところ、本件対象文書は特定の事項に関する研究に係る文書であること、また、後に定められた、現行の内閣官房文書管理規則（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）別表第4において「政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書」は最低3年保存文書とされていることに照らせば、少なくとも当該文書の保存期間が永年保存に該当するとされていたとは考えられない。

また、処分庁においては、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を行っており、日常的に機微にわたる情報を扱っていることから情報管理を徹底しており、文書保存期間基準を超えた文書については、速やかに廃棄処分としているところである。

エ ゆえに、仮に本件対象文書が作成された事実があったとしても、当時の文書管理規則に照らして本件対象文書は永年保存に該当せず、せいぜい10年以下の保存を要するにすぎない文書であったのであり、作成から35年以上が経過した現在では現存せず、もはや破棄されていると考えるのが自然である。

### (3) 結語

以上より、本件対象文書は調査の結果、現に存在せず、また、作成の事実の有無にかかわらず、もはや現存しないと考えるのが相当であるから、内閣官房においてこれを保有していないことは明らかであると考え

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成18年3月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月10日 審査請求人から資料を收受
- ④ 同年5月31日 審議
- ⑤ 平成19年2月20日 審議
- ⑥ 同月21日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、日本の核政策に関する基礎的研究（平成6年11月1

3日付け特定新聞報道)である。

処分行は、本件対象文書を保有していないとして不存在による不開示決定を行い、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、この点について検討する。

## 2 本件対象文書の存否について

諮問庁は、上記第3の2(1)のとおり、本件対象文書を保有している可能性のあるすべての関係部局を対象として、行政文書ファイルの検索、関係職員からの事情聴取、文書管理簿等の記録の確認、事務室・倉庫の探索などを行わせたが、当該文書の存在を確認することができなかつた旨説明する。

その上で、諮問庁は、上記第3の2(2)のとおり、本件対象文書が、仮に、当時の内閣調査室において作成・取得されていたとしても、当時準用されていた総理府本府文書管理規則によれば、本件対象文書のような特定の事項に関する研究文書が、永年保存に該当するとは考えられず、現行の文書管理規則に照らしても、最低3年保存を要する文書にすぎない旨説明する。

以上のことから、本件対象文書の探索が不十分であるとは認められず、また、当審査会において、諮問庁から上記規則の提示を受けて確認したところ、文書の保存期間に関して上記諮問庁の説明のとおり定められていることが認められることから、仮に本件対象文書が作成されていた場合、作成から35年以上が経過した現在では、既に廃棄されていると考えられるとする諮問庁の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められない。

したがって、内閣情報調査室において本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣情報調査室において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 大熊まさよ, 委員 北沢義博, 委員 高橋 滋